

# 日本通運の無期転換逃れを許さない署名にご協力を

「ユニオンネットお互いさま」(東京都千代田区)の組合員である岡田さん(40歳・女性)は、2018年3月31日に「期間満了による雇い止め」で7年4か月間働いた日本通運を解雇されました。岡田さんはこの「雇い止め」は労働契約法18条に違反する無期転換逃れであるとして、4月2日東京地裁に「無期転換逃れ地位確認等請求事件」(民事33部)を提訴しました。この闘いの勝利をめざし、団体・個人署名を取り組んでいますのでご協力いただきたくお願いを申し上げます。

岡田さんは、都内の日通営業所で倉庫事務の仕事をしていました。派遣から直接雇用の支店社員となって5年10カ月、その間ほぼ1年ごとの契約更新を繰り返し、2018年4月1日以降は無期転換の請求権を得られるところでしたが、その前日に解雇されました。

日本通運では、労働契約法改正後の2015年7月以降、雇用契約書に「2013年4月1日以降、最初に契約した雇用契約の始期から通算して5年を超えて更新することはない」との不更新条項が記載されるようになりました。「これはどういう意味ですか?」との岡田さんの質問に対して会社は「雇用契約書の書式がかわっただけ」というだけでした。ところが、2017年7月の契約更新を前に上司から「雇い止め」の話がされるようになりました。岡田さんは無期転換となる支店社員の条件に合致しないとわれ、不更新条項を記載した雇用契約書に岡田さんは署名したのだから雇い止めに納得していただろうとも言われました。

派遣から直接雇用の支店社員に採用されたとき「長く働ける職場だ」と聞き、働きやすい職場だったので岡田さんも働き続けたいと思っていました。何よりも岡田さんとほぼ同じ雇用形態で働いていた人で今年4月に無期雇用に転換した人もいますので、この解雇は全く納得できません。

岡田さんは先行きの不安を抱えながらも、泣き寝入りせず、社会に訴えて堂々と職場復帰を果たしたいとの並々ならぬ決意で裁判に臨んでいます。この裁判のゆくえは岡田さんと同じ思いを抱いている有期雇用労働者の今後を左右するだろうと考え、皆様のご支援を重ねてお願い申し上げます。

団体署名と個人署名用紙を同封いたしましたので、「ユニオンネットお互いさま」宛にご返信ください。

2018年11月1日

ユニオンネットお互いさま  
執行委員長 斎藤靖隆

署名の送付先：〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-15-9 武蔵野ビル2F 労働相談室気付

※署名用紙は、電話 070-6576-2071 FAX03-5577-7263 メール info@otagaisama.org

お互いさまホームページからダウンロードできます。 <http://otagaisama.org>